



既存不適格建築物の増改築等に対する建築基準法の適用と 低炭素建築物新築等計画認定制度報告書

(社) 愛知県建築士事務所協会
名古屋支部

【日時】平成25年2月12日(火) 13:30~16:30

【場所】住宅金融支援機構(旧住宅金融公庫 千種) 5階

【主催】(社) 愛知県建築士事務所協会名古屋支部

【出席者】講師: 日本E R I (株) 名古屋支店 確認部及び評価部

(確認部) 森 孝弘、安田 清美 (評価部) 中村智一、春田 美香
事務所協会会員、計57名

【挨拶】事務所協会名古屋支部: 飯田真寿郎

【司会】事務所協会名古屋支部: 山田紀一

【講習会内容】講習会内容は次のとおり

既存不適格建築物の増改築等に対する建築基準法の適用

(確認部) 森 孝弘、安田 清美

- ・既存不適格建築物に対する法の適用・既存不適格建築物の独立部分における例外規定
- ・構造に関する既存建築物への遡及適用

低炭素建築物新築等計画認定制度

(評価部) 中村智一、春田 美香

- ・低炭素建築物新築等計画認定制度の概要・低炭素建築物新築等計画認定申請の手続き
- ・低炭素建築物新築等計画認定制度の技術解説

最近、設計で個人住宅の新築物件(ハウスメーカーが設計・施工が多く)が減り、増築等の設計も少なくなってきました。増築の設計は既設建物に接続すると色々な制限が発生しますが、今回の講習会ではまとめられた資料と説明でわかりやすく、今後の実務に役立ちます。

低炭素化の促進に関する法律については、東日本大震災を契機とするエネルギー需要の変化や国民のエネルギー・地球温暖化に関する意識の高揚を通じて、都市・交通の低炭素化・エネルギー利用の合理化などの成功事例を蓄積し、その普及を図るとともに、住宅市場・地域経済の活性化を図ることを目的としています。

- ・基本方針の策定(国土交通大臣、環境大臣、経済産業大臣)・民間等の低炭素建築物の認定
- ・低炭素まちづくり計画の策定(市町村)

公布: 平成24年9月5日 施行: 平成24年12月4日

皆様、ご静聴ありがとうございました。これからも愛知県建築士事務所協会を盛り立ててください。

